

青果物流通標準化検討会の今後の進め方（案）

1. 今後の青果物流通標準化検討会の役割

産地、卸売市場等の現場のガイドラインに基づく取組を推進するとともに、取組状況を定期的にフォローアップする。

2. 青果物流通標準化検討会の運営

ガイドラインに基づく取組をフォローアップするための青果物流通標準化検討会の運営は次のとおりとする。

① 開催頻度

半年に 1 回程度を目安に検討会を開催する。

② 構成員

関係者への情報共有・発信を今後の検討会の主な目的とすることを踏まえ、別紙案のとおり、分科会構成員を検討会構成員に追加する等の変更を行う。

③ 議事の公開

フォローアップの状況を広く発信する観点から公開を原則とし、必要に応じて意見交換については非公開とし、議事概要を公表する。

④ 事務局

従前のとおり農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課とする。

青果物流通標準化検討会 構成団体（案）

各団体から１～数名構成員を選任することとし、令和５年９月開催予定の次回第５回青果物流通標準化検討会までに委嘱手続きを行うこととする。

（順不同）

<出荷団体>

全国農業協同組合連合会
ホクレン農業協同組合連合会
日本園芸農業協同組合連合会

<卸売団体>

一般社団法人全国中央市場青果卸売協会
一般社団法人全国青果卸売市場協会

<物流事業者>

公益社団法人全日本トラック協会

<パレットサプライヤー>

日本パレットレンタル株式会社
三甲リース株式会社

<開設者団体>

東京都

<仲卸団体>

全国青果卸売協同組合連合会

<情報システム関連事業者>

公益財団法人食品等流通合理化促進機構
公益財団法人流通経済研究所

<行政>

国土交通省 総合政策局 物流政策課
国土交通省 自動車局 貨物課
農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課（事務局）
農林水産省 農産局 園芸作物課
農林水産省 農産局 果樹・茶グループ
経済産業省 商務・サービスグループ 物流企画室

青果物流通標準化検討会 開催要領

第1 趣旨

我が国の物流をめぐる環境は、労働力不足の深刻化、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会・経済環境の変化、AI・IoT等の最新技術の進展等、様々な変化が生じている。このような中、令和3年6月15日に閣議決定された新しい総合物流施策大綱においても、取り組むべき施策として「物流DXや物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化（簡素で滑らかな物流の実現）」が挙げられており、6月17日には個社や業界、官民の垣根を越え、長期的視点でその課題や推進方を議論・検討する「官民物流標準化懇談会」が設置されたところである。

業種分野別の取組については、加工食品分野が先行して標準化に向けた課題・問題点、解決方を整理し、サプライチェーン上の個社と各プレイヤーの枠を超えた全体最適の視点から「加工食品分野における物流標準化アクションプラン」が令和2年3月に取りまとめられている。

このような現状を踏まえ、加工食品分野における物流標準化の取組を参考に、青果物流通においても標準化の取組を推進し、物流標準化の現状と今後の対応の方向性について関係者が集まり議論・検討する場を設けることを目的として、「青果物流通標準化検討会」（以下「検討会」という。）を開催するものである。

第2 構成員及び運営

- (1) 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 検討会には、必要に応じて分科会を設置することができる。

第3 議事の公開

- (1) 検討会は原則として非公開とし、議事については要旨を作成し、各構成員の了解を得た上でこれを公開する。
- (2) 検討会で使用した資料については、原則として公開する。

第4 事務局

検討会に係る事務は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課において処理する。